

議案第12号

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

令和8年2月2日提出

前橋市長 小川 晶

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカー（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーをいう。次条第5号において同じ。）の資格を有する者

第28条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。